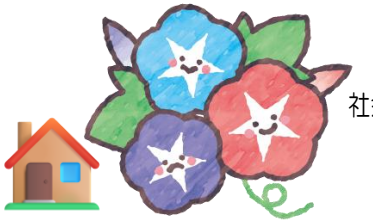
令和８年７月　園だより　第４号

Second Home



社会福祉法人ちとせ交友会
カナダこども園

プール開きを行い、夏真っ盛り！！とはいかず、梅雨らしい気候が続いていますね。４歳児クラスの保育室から、「せんたくものがぁ～　いちにち濡れて～　雨が上がって～　くしゃみをひとつ～」と【にじ】を歌う歌声が聞こえてきて、「そうそう。せんたくものが乾かないのよねー」と思う園長先生です。とはいえ、子どもたちは元気いっぱい！外で虫を探したり、夏野菜に水をあげたり、天気がいい日は夏のあそびを楽しんだりしています。

職員は忙しい合間をぬって、７月１１日（土）の夏祭りに向けて準備をしています。短い時間ではありますが、親子でご参加いただき、お楽しみくださいね！さぁ、７月も楽しんでいきましょう！

【７月　教育・保育目標】



〇健康に留意し、暑い夏の時期を元気に過ごせるようにする。

●夏の生活の仕方を知り、身の回りの出来ることをしようとする。

●保育教諭や友達と、夏ならではのあそびを楽しみ、開放感を味わう。

ホームページはこちら

Instagram はこちら

地域交流をしたよ！



今年も、開成学区のすくすくサポートの方や民生委員さんなど、地域の方が交流に来てくださいました！　次は１月。それまでにコマ回しやけん玉、出来るようになるかなー？



ご存じですか？子どもの権利条約

　第二次世界大戦を経て「人権」という言葉や考え方が価値あるものとして認められるようになってきたと同時に、社会的に弱い立場とされる子どもたちの状況も世界で注目されるようになった流れの中で、「子どもの権利条約」は、１９８９年１１月２０日に国連で採択され、「世界で子どもの権利を守っていこう」となりました。そして日本では、１９９４年に批准され、「日本も大切にしよう！守っていこう！」となりました。現在、子どもの権利条約に締約している国・地域は日本を含めて１９６か国。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

　子どもの権利条約では、１８歳未満のすべての子どもが一人の人間としてさまざまな権利を持っている（権利の主体である）と記されています。これまでの「子どもは弱くて大人から守られる存在」から、「（それだけでなく）一人の人間としての権利を持っている」という考え方のもと、大人（国）は、この子どもの権利を守る「義務の担い手」として、法律や政策などを通じて、子どもの権利の実現に努めることが明記されています。

　そして、日本では２０２３年４月１日に、こども基本法が施行されました。このこども基本法は、子どもの権利条約の「４つの原則」が反映されています。その４つの原則がこちら



「え？当たり前のことでしょ？」と思われたのではないでしょうか。その「当たり前」が「当たり前」ではない家庭や大人が、世の中には少なからずいらっしゃるというのが現実なのだと思います。実際の「子どもの権利条約」は全部で５４条あります。そのうち、１～４０条が子どもの具体的な権利を定めた条文、４１条～５４条が、条約の実施補法や報告義務など手続き的な条文です。

　私たちの構成論に基づく保育の基本も自律のために必要な一番の前提は、「子どもと大人との間に対等で相互尊敬・信頼がある」です。「大人＞子ども」ではありません。園・家庭共に、子どもとの相互尊敬のもと、子どもたちの自律を育んでいきましょう！

行事予定は「はぐみ」でご覧ください♫